

# 平成28年第2回もとす広域連合議会臨時会会議録

## 目 次

### 第 1 号（5月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定について	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○日程の追加	4
○議長辞職の件	4
○日程の追加	5
○議長の選挙	5
○日程の追加	8
○副議長辞職の件	8
○日程の追加	9
○副議長の選挙	9
○日程の追加	10
○常任委員会委員の選任について	10
○日程の追加	11
○議会運営委員会委員の選任について	11
○行政報告	12
○議案第1号より議案第5号までの一括上程、説明、質疑、 討論、採決	13
○日程の追加	18
○老人福祉常任委員会の閉会中の継続調査申出書について	19
○閉会の宣告	19
○署名議員	21

平成 28 年 第 2 回 もとす 広域 連合 議会 臨時会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 28 年 5 月 25 日 (水曜日) 午前 9 時 50 分開会

- 日程第 1 議席の指定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 会期の決定  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 議案第 1 号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 6 議案第 2 号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 7 議案第 3 号 平成 28 年度もとす広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について  
日程第 8 議案第 4 号 平成 28 年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について  
日程第 9 議案第 5 号 平成 28 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第 1 号)について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

- 追加日程第 1 議長辞職の件  
追加日程第 2 議長の選挙  
追加日程第 3 副議長辞職の件  
追加日程第 4 副議長の選挙  
追加日程第 5 常任委員会委員の選任について  
追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について  
追加日程第 7 老人福祉常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

出席議員 (15 名)

1 番	森	治	久	2 番	若	井	千	尋
3 番	清	水	治	4 番	広	瀬	武	雄

5 番	若 園 五 朗	6 番	くまがいさちこ
7 番	松 野 藤 四 郎	8 番	鏑 本 規 之
9 番	黒 田 芳 弘	10 番	臼 井 悦 子
11 番	中 村 重 光	12 番	上 谷 政 明
13 番	村 木 俊 文	14 番	安 藤 哲 雄
15 番	井 野 勝 巳		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	棚 橋 敏 明
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	鷲 見 誠
総 務 課 長	高 田 薫	介 護 保 険 課 長	扇 間 輝 幸
会 計 管 理 者	溝 口 賢 治	老 人 福 祉 施 設 長	神 谷 義 幸
療 育 医 療 施 設 長	片 岡 俊 明	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	弘 岡 敏

職務のため出席した職員

書 記 長	臼 井 英 俊	書 記	高 田 茂 和
書 記	安 藤 里 恵		

開会 午前 9時50分

◎開会の宣告

○議長（井野勝巳君） ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから平成28年第2回もとす広域連合議会臨時会を開会をいたします。



◎開議の宣告

○議長（井野勝巳君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（井野勝巳君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎議席の指定について

○議長（井野勝巳君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

1番 森 治 久 君

11番 中 村 重 光 君

を指名をいたします。



◎会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

今臨時会の会期は、5月17日の議会運営委員会におきまして、本日1日限りとしてはどうかと決められました。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

したがって、今臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定をいたしました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。自席にてしばらくお待ちください。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時52分

○議長（井野勝巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



#### ◎日程の追加

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。

ここで、議長辞職の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（井野勝巳君） ご異議ないものと認めます。

したがって、議長辞職の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により除斥するため退場することとし、副議長と交代をいたしたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたします。

〔議長退場〕

〔副議長、議長席に着席〕

○副議長（臼井悦子君） 副議長の臼井でございます。

議長不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営にご協力をお願いします。



#### ◎議長辞職の件

○副議長（臼井悦子君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

まず、書記長に辞職願を朗読させます。

○書記長（臼井英俊君） それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

平成28年5月25日。もとす広域連合議会副議長様。もとす広域連合議会議長、井野勝巳。

以上でございます。

○副議長（臼井悦子君） お諮りします。

井野勝巳君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（臼井悦子君） ご異議がないものと認めます。

したがって、井野勝巳君の議長の辞職を許可することに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、井野勝巳君の入場を許可します。

〔15番（井野勝巳君）入場〕



#### ◎日程の追加

○副議長（臼井悦子君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（臼井悦子君） ご異議がないものと認めます。

したがって、議長の選挙を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。



#### ◎議長の選挙

○副議長（臼井悦子君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（臼井悦子君） ただいまの出席議員は15名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、

2番 若井千尋君

12番 上谷政明君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（臼井悦子君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（臼井悦子君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（臼井悦子君） 異状はないものと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名をご記入ください。書記長が議席番号と氏名を呼び上げます。1番議員から順番に投票をお願いします。

私は最後に投票いたします。

○書記長（臼井英俊君） それでは、呼び上げさせていただきます。

1番、森治久議員、2番、若井千尋議員、3番、清水治議員、4番、広瀬武雄議員、5番、若園五朗議員、6番、くまがいさちこ議員、7番、松野藤四郎議員、8番、鏝本規之議員、9番、黒田芳弘議員、11番、中村重光議員、12番、上谷政明議員、13番、村木俊文議員、14番、安藤哲雄議員、15番、井野勝巳議員、10番、臼井悦子議員。

○副議長（臼井悦子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（臼井悦子君） 投票漏れはないものと認めます。

よって、投票は終了いたしました。

ただいまから開票いたします。

若井千尋君及び上谷政明君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（臼井悦子君） 選挙の結果を申し上げます。

投票総数15票。投票者数と投票数は符合いたします。

有効投票15票、無効投票0票です。

有効投票のうち、松野藤四郎君15票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、松野藤四郎君が議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（臼井悦子君） ただいま議長に当選されました松野藤四郎君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知い

たします。

松野藤四郎君のご挨拶があります。

○議長（松野藤四郎君） おはようございます。

ただいま議長に選任されました松野藤四郎でございます。

諸先輩の皆様方をはじめ広域連合の議員の方々のご高配により、議長の職責を担うことになりましたが、その責任の重さに身の引き締まる思いがあります。浅学な私ではありますが、任期中、皆さんの信頼を得て、そして議会運営の責任者として重要な職責を果たす所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

現在、2市1町で行っております介護保険をはじめ、老人福祉施設、療育センター、休日急患診療所、そしてし尿処理等の管理運営については、住民サービスや住民負担の均衡が保てるよう、議員各位の活発なる議論を期待するものであります。

とりわけ、もとす広域連合計画第4期は、平成28年から平成32年の5カ年計画が策定されております。特に、老人福祉施設大和園の今後の対応につきましても、早急に議会としての方向性について、行政に提言しなければならないと考えます。

いずれにいたしましても、少子高齢化の中、医療、福祉、介護などが後退なく、いかにして住民サービスを保持していくことが大切ではないでしょうか。

最後になりますが、私は公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、連合長はじめ執行部の皆様にはご理解とご協力をお願いし、議長就任のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い致します。

○副議長（臼井悦子君） それでは、これで私の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

松野藤四郎議長、議長席にお着きください。

〔新議長、議長席に着席〕

〔副議長、自席に着席〕

○議長（松野藤四郎君） これより私が議長の職務を務めさせていただきます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議事の都合により、暫時休憩いたします。自席にてしばらくお待ちをください。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



---

◇

◎日程の追加

- 議長（松野藤四郎君） ただいまの休憩時間中に臼井悦子君から副議長の辞職願が提出されました。

この件について臼井悦子君から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

- 10番（臼井悦子君） このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可をお願いします。

- 議長（松野藤四郎君） お諮りします。

副議長辞職の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「議長」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 鏝本議員。

- 8番（鏝本規之君） 暫時休憩をお願いします。

- 議長（松野藤四郎君） しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時17分

- 議長（松野藤四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 
- ◇

◎副議長辞職の件

- 議長（松野藤四郎君） 先ほど副議長さんから辞職願が出ておりますので、追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、臼井悦子君の退場を求めます。

〔副議長、退場〕

- 議長（松野藤四郎君） 書記長に辞職願を朗読させます。

- 書記長（臼井英俊君） それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

平成28年5月25日。もとす広域連合議会議長様。もとす広域連合議会副議長、臼井悦子。

以上でございます。

- 議長（松野藤四郎君） お諮りします。

臼井悦子君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、臼井悦子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。  
追加日程第3、副議長辞職の件が終了しましたので、臼井悦子君の入場を許可します。

〔10番（臼井悦子君）入場〕



#### ◎日程の追加

○議長（松野藤四郎君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、副議長の選挙を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。



#### ◎副議長の選挙

○議長（松野藤四郎君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に臼井悦子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました臼井悦子君を副議長の当選人とすることに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、ただいま指名しました臼井悦子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました臼井悦子君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

臼井悦子君のご挨拶があります。

○10番（臼井悦子君） 昨年から今日まで副議長として、皆様方のご指導とご協力をいただきまして重責を担ってまいりました。また、ここに至りまして再び副議長にまた皆様方のご推挙いただきまして、副議長の職を今後も遂行していきたいと思っております。

本当にこれからも、広域連合議会のますますの発展と、それから活躍を、みんなとともに頑張る努力していきたいと思っております。これからも、議長さんを支えて頑張っていきますので、どうぞよろしくご指導とご協力をお願いいたします。

簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

（拍手）



#### ◎日程の追加

○議長（松野藤四郎君） ただいま常任委員会の委員は、委員会条例第3条第1項ただし書きの規定により在任しております。

お諮りします。

常任委員会委員の選任についてを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任についてを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。



#### ◎常任委員会委員の選任について

○議長（松野藤四郎君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ち

ちください。

〔委員会構成名簿を配付〕

○議長（松野藤四郎君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。



#### ◎日程の追加

○議長（松野藤四郎君） ただいま議会運営委員会の委員は、委員会条例第3条第1項ただし書きの規定により在任しております。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任についてを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任についてを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。



#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（松野藤四郎君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、先ほどお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議ないものと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、それぞれの委員会において委員長及び副委員長を決めていただきたいと思います。

総務介護常任委員会は第1委員会室において、老人福祉常任委員会は第2委員会室において、療育医療衛生常任委員会は全員協議会室において開催しますので、移動をお願いします。また、議会運営委員会は、各常任委員会終了後に第1委員会室で開催しますので、移動をお願いします。

なお、各委員会においては、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午後 0時03分

○議長（松野藤四郎君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

昼食時間帯となっておりますけれども、午後からの予定はたくさんございますので、引き続き会議を進めてまいります。

各常任委員会の委員長、副委員長及び議会運営委員会の委員長、副委員長が、お手元に配付しました名簿のとおり決まりましたので、発表します。

総務介護常任委員会委員長、広瀬武雄君。総務介護常任委員会副委員長、安藤哲雄君。

老人福祉常任委員会委員長、黒田芳弘君。老人福祉常任委員会副委員長、若井千尋君。

療育医療衛生常任委員会委員長、若園五朗君。療育医療衛生常任委員会副委員長、村木俊文君。

議会運営委員会委員長、森 治久君。議会運営委員会副委員長、中村重光君。

以上のとおりでございます。



### ◎行政報告

○議長（松野藤四郎君） 日程第4、行政報告を行います。

広域連合長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。  
広域連合長、藤原 勉君。

○広域連合長（藤原 勉君） それでは、行政報告を申し上げたいと思いません。

本日ここに平成28年第2回もとす広域連合議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の提案説明に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

いただきます。

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

大和園におきまして、デイサービス利用中の利用者の物品を損壊する事故に係る1件の損害賠償でございます。

去る平成28年2月19日、大和園でのサービス利用中に利用者が着用されている腹巻が尿失禁により汚れ、着がえ用の腹巻の用意がないため、この腹巻を洗濯いたしました。腹巻にはGPSと同様の機能を持つ迷子タグが装着されていたため、水没によりこの製品を故障させたもので、その損傷を与えた事故について和解をし賠償額を定めることにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野藤四郎君） これで行政報告は終わりました。



◎議案第1号より議案第5号までの一括上程、説明、質疑、  
討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第5、議案第1号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてより日程第9、議案第5号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括上程いたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○広域連合長（藤原 勉君） それでは、引き続き提出議案の説明を申し上げます。

初めに、去る4月14日に発生いたしました熊本県を震源地とする最大震度7の熊本地震により、熊本・大分県では住宅の損壊や余震の継続で避難生活の長期化など、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地域の一日も早い復旧と日常生活が取り戻せますよう、心よりお祈りを申し上げます。

また、今後も、我々市町といたしましても、被災地に対し必要な支援を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

さて、当広域連合におきましては、3月の北方町長選挙におきまして無投票当選されました戸部町長を迎え、療育医療衛生を担当していただく新たな体制でスタートをさせていただきました。

また、4月に任期満了により行われました瑞穂市議会議員選挙に伴いまして、瑞穂市議会では広域連合議会議員の改選が行われ、今回、新たに瑞穂市の選出議員を迎えたところでもございます。改めて、議員の皆さん方

には、当連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、順次ご説明させていただきたいと思いますが、今回、本議会に提案しご審議をお願いする議案は、条例の改正に関する案件が2件、平成28年度補正予算に関する案件が3件の合計5件でございます。

それでは、順次説明させていただきます。

まず、議案第1号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等が本年3月31日に公布され、この4月から施行されたため、指定地域密着型サービスの基準について、所要の規定の整備等を行うものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第1号と同様に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等が本年3月31日に公布され、この4月から施行されたため、指定地域密着型介護予防サービスの基準について、所要の規定の整備等を行うものでございます。

次に、議案第3号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,909万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入として、繰越金を119万9,000円を増額するものでございます。歳出におきましては、総務費で人事異動に伴う人件費として6万9,000円の増額、民生費で幼児療育センターの人事異動に伴う人件費として53万3,000円の減額と、事務職員の産休に伴う事務嘱託員を雇用するための報酬等で166万3,000円の増額を計上いたしておるところでございます。

次に、議案第4号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億3,126万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入として、繰越金を166万2,000円増額するものでございます。歳出につきましては、総務費で人事異動に伴う人件費として53万5,000円の増額、職員の産休に伴う日日雇用事務職員

を雇用するための賃金等で112万7,000円の増額を計上いたしておるところでございます。

次に、議案第5号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,219万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入として、繰越金で159万5,000円の増額をするものでございます。歳出につきましては、サービス事業費で人事異動に伴う人件費として107万円の増額、食器消毒保管庫が故障し、修理不可能なことから、備品購入費で52万5,000円の増額を計上いたしておるところでございます。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくいたします。

○議長（松野藤四郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

議員の方は、直ちに全員協議会を全員協議会室において開会しますので、ご移動をお願いいたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 0時55分

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に続きまして会議を再開したいと思います。

なお、中村議員は退席をされておりますので、よろしくお願い致します。

議案第1号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。



議案第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席願います。起立全員であります。

よって、議案第1号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

議案第2号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席願います。起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

議案第3号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第3号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席願います。起立全員であります。

よって、議案第3号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）については可決されました。

議案第4号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第4号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席願います。起立全員であります。

よって、議案第4号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については可決されました。

議案第5号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第5号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席願います。起立全員であります。

よって、議案第5号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



### ◎日程の追加

○議長（松野藤四郎君） ただいま老人福祉常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。

老人福祉常任委員会の閉会中の継続調査申出書についてを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、老人福祉常任委員会の閉会中の継続調査申出書についてを

緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。



◎老人福祉常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（松野藤四郎君） 追加日程第7、老人福祉常任委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りします。

老人福祉常任委員会委員長から申し出のとおり、老人福祉常任委員会の所掌事務のうち、大和園再建課題に関する事項についてを閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、老人福祉常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○議長（松野藤四郎君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。これにて平成28年第2回もとす広域連合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

前 議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

1 番

1 1 番